

職業安定分科会(第 188 回)	資料4-1
令和4年 11 月 30 日	

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

厚生労働省発職第1号
令和4年11月28日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



別紙「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案
要綱」について、貴会の意見を求める。

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 労働者派遣法施行規則の特例の追加

一 シルバー人材センターが行う高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第三十八条第六項の規定によりみなして適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二十三条第三項の規定による関係派遣先への派遣割合の報告は、職業安定局長の定める様式によるものとすること。

二 その他所要の改正を行うこと。

第二 施行期日

この省令は、公布の日から施行すること。